CALS/EC 資格制度 登録事務規則

（目　的）

第１条　本規則は、CALS/EC インストラクター（以下、「RCI」という。）及び CALS/EC エキスパート（以下、「RCE」という。）の登録について必要な事項を定めるものである。

（登　録）

第２条　RCI 又は RCE となる資格を有する者が RCI 又は RCE となるには、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録の申請を行い、JACIC に備える「RCI 登録簿」又は「RCE 登録簿」（以下、「登録簿」と総称する。）に登載されなければならない。

（登録の審査基準）

第３条　削除

（登録及び登録更新の申請）

第４条　登録又は登録の更新を受けようとする者は、一般財団法人日本建設情報総合センター理事長（以下、「理事長」という。）に、次に掲げる事項を記載した RCI･RCE 登録申請書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。

(1)　氏名及び生年月日

(2)　現住所並びに本籍地（都道府県名のみ）

(3)　CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号

(4)　合格した CALS/EC 資格試験の名称

(5)　所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号

(6)　E―Mail　アドレス

2.　RCI･RCE 登録申請書は、所属する会社等の代表者の証明を受けたものでなければならない。ただし、個人の場合にあってはこの限りでない。

3.　第 1 項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　新規登録する者は、住民票の抄本（本籍を含まない）又は外国人登録原票記載事項証明書

(2)　携帯登録証の交付を希望する者は、登録証用写真（半身脱帽、縦 3 ㎝×横 2.5 ㎝の大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの）1 枚

(3)　合格証書が交付され 2 年以上経過した後に登録を受けようとする者、又は登録の更新を受けようとする者にあっては、別に定める継続教育の実績を証明できる資料

(4)　登録手数料振込領収書の写し

4.　登録の更新を受けようとする者にあっては、第 1 項の規定による登録申請書を原則として登録の有効期間満了日の属する年の 8 月 31 日までに提出しなければならない。ただし、登録申請書の受付開始日は、登録有効期間満了日の属する年の 7 月 1 日（当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日）とする。

5.　登録の更新を受けようとする者は、別に定める継続教育取扱要領第 3 条による継続教育の記録申告書を、登録の有効期間満了日の属する年の 8 月 31 日までに提出しなければならない。ただし、

継続教育の記録申告書の受付開始日は、登録の有効期間満了日の属する年の７月１日（当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日）とする。

6. 第４条第５項の規定による継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は、登録してから登録有効期間満了日の属する年の８月 31 日までの期間とする。ただし、次の継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は登録の有効期間満了日の属する年の８月 31 日の翌日から２年間とする。

（登録の実施）

第５条　理事長は、前条の規定による登録の申請があった場合は、CALS/EC 資格制度施行規程第１７条第１項に基づき管理委員会が定める CALS/EC 資格の登録を行う者の登録基準（以下、「登録基準」という。）に基づき審査を行わなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて、審査について管理委員会に諮問することができる。
3. 管理委員会は、前項の諮問に応じて答申することができる。
4. 審査の結果、登録を認められる者については、遅滞なく登録簿へ登載するものとする。
5. 審査の結果、登録を認められない者については、遅滞なくその理由を付して当該申請者に通知しなければならない。

（更新手続きの例外）

第６条　削除

（登録簿に登載する事項）

第７条　登録簿には、次の事項を登載するものとする。

(1) 氏名及び生年月日
(2) 現住所並びに本籍地（都道府県名のみ）
(3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号
(4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称
(5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
(6) RCI 又は RCE 登録番号及び登録年月日
(7) RCI 又は RCE 登録の有効期間
(8) 削除
(9) E-mail アドレス

（登録証及び携帯登録証の交付）

第８条　理事長は、第５条第４項により RCI 又は RCE の登録をしたときは、RCI・RCE 登録申請書を提出した者に登録証を交付する。

(1) 登録証に記載する事項
ｱ 氏名及び生年月日
ｲ 登録の年月日及び登録番号
ｳ 合格した CALS/EC 資格試験の名称
ｴ 有効期限（有効期限のあるものに限る）

(2)　携帯登録証に記載する事項

ｱ　氏名及び生年月日

ｲ　登録の年月日及び登録番号

ｳ　合格したCALS/EC資格試験の名称

ｴ　所属する会社等の名称（有効期限のある場合に限る）

ｵ　有効期限（有効期限のあるものに限る）

ｶ　写真

2.　登録証又は携帯登録証を汚損又は紛失した場合は、JACICに届け出るとともに遅滞なく登録証又は携帯登録証再交付申請書（別記様式第2号）と、携帯登録証の交付を希望する者は登録証用写真（半身脱帽、縦3㎝×横2.5㎝の大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの）1枚及び再交付手数料を添えて、理事長に申請しなければならない。

但し、平成29年10月1日以後はこの限りではない。

3.　理事長は、前項の規定による申請があった場合は、第8条第1項に規定する登録証又は携帯登録証を再交付するものとする。

但し、平成29年10月1日以後はこの限りではない。

（登録申請書等の提出先）

第９条　登録申請書等の提出先はJACICとする。

（登録の有効期間）

第１０条　削除

（登録証明書の交付）

第１１条　理事長は、登録簿の内容に合致するRCI・RCE登録証明願を提出した者に対し、RCI・RCE登録証明書を交付する。この場合の手数料は徴収しないものとする。

登録証明書に記載する事項は、携帯登録証に記載する事項と同じとする。（写真は除く）

（登録事項の変更の届出等）

第１２条　RCI又はRCEは、第7条に掲げる事項に変更があったときは、2週間以内に変更届出書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2.　前項のうち、第7条第1項第1号に変更が生じた場合は登録証及び携帯登録証を、第7条第1項第5号に変更が生じた場合は携帯登録証を添えて、変更届出書を提出しなければならない。

但し、平成29年10月1日以後はこの限りではない。

3.　理事長は、第1項の規定による届出があった場合は、第7条に定める登録簿登載事項の該当する箇所を訂正し、第2項に該当する場合は、第8条第1項に規定する登録証又は携帯登録証を新たに交付するものとする。この場合の手数料は、徴収しないものとする。

但し、平成29年10月1日以後は上記登録証及び携帯登録証の交付は行わない。

（登録の抹消）
第１３条　理事長は、登録基準第４に該当する者について、登録簿から抹消しなければならない。
2.　前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその理由を付して当該人に通知しなければならない。
3.　前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を理事長に返納しなければならない。

（登録簿等の閲覧等）
第１４条　理事長は、国、地方公共団体等の書面による要請に応じて登録者リストを提供することができる。

（登録等の手数料）
第１５条　規程第 19 条に定める登録手数料は、次のとおりとする。
(1)　新規登録及び更新登録手数料（登録証及び携帯登録証の交付を含む）
金　10,285　円（税抜 9,524 円）
(2)　新規登録及び更新登録手数料（登録証のみ交付）
金　8,229　円（税抜 7,620 円）
(3)　登録証又は携帯登録証の再発行手数料
金　5,142　円（税抜 4,762 円）

（その他）
第１６条　本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、理事長が定めるものとする。

（附　則）
この規則は、平成 13 年 6 月 25 日から施行する。
この規則は、平成 14 年 12 月 11 日から施行する。
この規則は、平成 15 年 3 月 7 日から施行する。
この規則は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。
この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

（様式第１号）

RCI・RCE 新規・登録更新申請書

一般財団法人　日本建設情報総合センター　殿

RCI・RCEの登録を申請します。

登録の種類	RCI　RCE	申請年月日	平成　年　月　日	性別	0：男　1：女
フリガナ				生年月日	昭和・平成　年　月　日
氏名	姓	名			
現住所	〒　－	(TEL)	－　－		
				現住所の都道府県コード	
	(ｱﾊﾟｰﾄ､ﾏﾝｼｮﾝ名等)				
Eメール				本籍地の都道府県コード	
本籍地	（都道府県名のみ記載）				

資格試験合格年月日（年度のみ記入）	新規登録申請 受験番号	更新登録申請 登録番号	携帯登録証の交付
			希望する・希望しない
平成　年　10　月　1　日		－　－	携帯登録証の社名の記載
	※上記の受験番号、登録番号のいずれか一方を記入して下さい。		必要あり・必要なし

所属する会社等	名称フリガナ				
	名称			所属機関コード	
	支社・事業所等		部署名等		
	勤務先住所	〒　－	(TEL)	－　－	
				勤務先住所の都道府県コード	
		(ﾋﾞﾙ名等)			
		Eメール			

その他	1. 後見開始又は保佐開始の審判を受けていない　イ．はい　ロ．いいえ ※後見開始の審判とは，精神上の障害（認知症，知的障害，精神障害など）によって判断能力を欠く常況にある者（本人）を保護するための手続です。 ※保佐開始の審判とは，精神上の障害（認知症，知的障害，精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な者（本人）を保護するための手続です。

私は、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽しないことを誓います。

平成　年　月　日　氏名　　印

上記の者は、当社の社員であることを証明します。

平成　年　月　日　名称　　社印　役職

代表者

（会社に所属している方は、必ず公印（社印と役職印）で証明を受けて下さい。）

登録手数料振込領収書の写し（コピー）

登録証および携帯登録証の交付を希望する場合
登録手数料　￥10,285.－　（税抜価格　￥9,524.－）

登録証のみ交付、携帯登録証を交付しない場合
登録手数料　￥8,229.－　（税抜価格　￥7,620.－）

お手数ですが、登録手数料振込領収書の写し（コピー）を貼り付け願います。
（裏面貼付でも可。）

（携帯登録証の交付を希望する場合のみ）

写真添付欄

平成　年　月　日　撮影

1. 縦3.0cm・横2.5cm×1枚。（半身脱帽・6ヶ月以内）
2. 不鮮明なもの不可。
3. カラー・白黒どちらでも可。
4. 写真の裏面に氏名を記入すること。

個人情報のお取扱いについて

一般財団法人日本建設情報総合センターでは、ご提供いただく個人情報について、適切な安全対策を講じた上で、登録手続き、CALS/ECに関する情報の送信、国や地方公共団体等の要請に応じた登録者リスト（氏名、登録番号、会社名、会社連絡先）の提供のために必要な範囲内でこれを利用します。法令に定めのある場合を除き、事前のご同意を得ず、この目的以外に個人情報を使用することはありません。

(様式第２号)

登録証・携帯登録証再交付申請書

平成　　年　　月　　日

〒

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL（　　）　　－

申請者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

一般財団法人 日本建設情報総合センター理事長　殿

ＣＡＬＳ/ＥＣ資格 登録事務規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により、登録証・携帯登録証の再交付を、申請致します。

記

1.再交付申請理由	
2.再交付申請証(○でかこむ)	登録証・携帯登録証
3.汚損又は紛失した年月日	平成　　年　　月　　日
4.登録番号	第□□－□□－□□□□□
5.登録の種類	RCI　　RCE
6.有効期限	平成　　年　　月　　日
7.会社名	
8.生年月日	年　　月　　日
9.資格取得日	平成　　年　　月　　日

（様式第３号）

変 更 届 出 書

一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長殿

RCI・RCE の登録事項に下記のとおり変更が生じたので、CALS/EC 資格制度登録事務規則第 12 条の規定により届け出ます。

提出年月日：西暦　　年　　月　　日

住　　所：〒

TEL（　　）　　－

氏　　名：　　㊞

登 録 番 号：第 □□ － □□ － □□□□□

変更箇所のみ記入願います。

変　更　事　項					変更日	添付書類等
登録者氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 姓		(ﾌﾘｶﾞﾅ) 名			携帯用登録証が必要な場合は写真1枚（縦3㎝×横2.5㎝）
現　住　所	〒　　TEL:（　　）　　－ E メール			コード		-
本　籍　地	（都道府県名のみ記入）			コード		-
所属会社等の名称	変更前		変更後	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		携帯用登録証に社名記載のある場合は写真1枚（縦3㎝×横2.5㎝）*
所属会社等の住所	〒　　TEL:　　－　　－ (ﾋﾞﾙ名) （支社・事業所等） E メール			都道府県コード / 所属機関コード		社　印 役職印

（注）① 転職等による会社変更の場合は、社印、および、役職印が必要です。携帯登録証に社名記載があり会社名称の変更が生じた場合は、携帯登録証を再発行いたしますので、携帯登録証用写真をお送り下さい。

② 都道府県コード番号や所属機関コードは、次頁のコード一覧表を参照して記入して下さい。

コード一覧表

変更届出書作成時に参照して下さい。

(A) 変更届出書の「本籍地」、「現住所」、「勤務先所在地」の欄に使用して下さい。

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
０１	北海道	１６	富山県	３１	鳥取県	４６	鹿児島県
０２	青森県	１７	石川県	３２	島根県	４７	沖縄県
０３	岩手県	１８	福井県	３３	岡山県	５０	その他
０４	宮城県	１９	山梨県	３４	広島県		
０５	秋田県	２０	長野県	３５	山口県		
０６	山形県	２１	岐阜県	３６	徳島県		
０７	福島県	２２	静岡県	３７	香川県		
０８	茨城県	２３	愛知県	３８	愛媛県		
０９	栃木県	２４	三重県	３９	高知県		
１０	群馬県	２５	滋賀県	４０	福岡県		
１１	埼玉県	２６	京都府	４１	佐賀県		
１２	千葉県	２７	大阪府	４２	長崎県		
１３	東京都	２８	兵庫県	４３	熊本県		
１４	神奈川県	２９	奈良県	４４	大分県		
１５	新潟県	３０	和歌山県	４５	宮崎県		

(B) 「所属会社等の住所」欄にある「所属機関コード」を記入する際に使用して下さい。

a.	国土交通省	k.	地質会社
b.	国土交通省を除く各省庁	l.	情報サービス
c.	公社公団等	m.	製造会社
d.	都道府県及び政令指定都市	n.	個人営業者
e.	市区町村	o.	学生
f.	大学	p.	無職
g.	公益法人等	q.	その他
h.	建設会社		
i.	建設コンサルタント		
j.	測量会社		

（様式第４号）

登 録 廃 止 届 出 書

平成　　年　　月　　日

〒

届出者　　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL（　　）　　－

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長　殿

ＣＡＬＳ/ＥＣ資格 登録基準第４ 第１号の規定により、登録証・携帯登録証を添えて、下記のとおり届けます。

記

1. 登録を受けていた者の氏名及び生年月日	
	年　　月　　日　生
2. 登録番号及び登録月日	第□□－□□－□□□□□
	平成　　年　　月　　日
3. 登　録　の　種　類	RCI　　RCE
4. 登　録　有　効　期　間	平成　　年　　月　　日
5. 登録している会社名	
6. 登録廃止等の理由	
7. 登録廃止年月日	平成　　年　　月　　日

（様式第 5 号）

RCI・RCE 登録証明願

平成　　年　　月　　日

一般財団法人 日本建設情報総合センター
理事長　殿

住所 〒

電話　　（　　）
氏名　　印

CALS/EC 資格制度施行規程第 13 条の規定による登録を受けていることの証明が必要なので、下記についての証明書の発行をお願い致します。

記

目　　的

氏　　名

生 年 月 日　　年　　月　　日

本　籍　地

登録の種類　　RCI　/　RCE

所属する会社の名称

所属する会社の所在地

登録年月日　　平成　　年　　月　　日

登 録 番 号　　第　　号

※「本籍地」は、都道府県名までを記載して下さい。また、個人の方は「所属する会社の名称」等は空欄として下さい。